

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03501

研究課題名（和文）次世代AI・IoT時代の情報法におけるコア原理とリバランスに関する日米欧比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study of Core Principles and Re-balance relating to Information Law in the Age of Next Generation AI and the Internet of Things in Japan, the United States, and Europe

研究代表者

山口 いつ子（YAMAGUCHI, Itsuko）

東京大学・大学院情報学環・学際情報学府・教授

研究者番号：00262139

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究成果として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、社会のデジタル化が一層加速する中で、とりわけ、言論・表現・情報の自由や公開性・透明性に関する法の原理と制度デザインの在り方をめぐり、日米欧の古典的議論及び近年の個別事例等の分析から引き出される示唆として、本研究の今後の展望につながる、次の点を明らかにした。すなわち、デジタル化が進む社会における人権保障と権力統制・監視機能を実効的に担保するためには、情報法の価値原理と制度デザインの新たな構想が求められていること、そして、特に今後の日本のデジタル社会の秩序形成の文脈では、いわば「情報権力分立」が要請されること、である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、AI・IoTをはじめとする情報・データ・アルゴリズム・プラットフォーム関連技術が社会変革を促し、グローバルな規模でのデジタル統治の覇権争いが顕在化している状況を指摘した上で、こうした時代の理論的・実務的要請に応えて、情報法研究の今日的な課題と次世代に向けた展開方向の一端を示したことに、本研究成果の学術的意義及び社会的意義があると言える。

研究成果の概要（英文）：Amid power struggles over global digital governance, driven by cutting-edge technologies and fueled by the surge of COVID-19, this research project highlights the further needs for a new conception of Japanese information law to clarify core value principles and institutional designs for checks and balances. For example, among the major findings, this project elucidates that a desideratum for a future digital governance in Japan should be “separation of information powers”.

研究分野：情報法・政策

キーワード：人工知能 自由 プライバシー 著作権 統治 データ アルゴリズム デジタルプラットフォーム

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の背景として、技術革新とグローバル化の進展に伴い、不可視かつ国境を越えた形でのサーベイランスやプロファイリングは誰がいかにしてその正当性をチェックし、また、AI や IoT 等を駆使した膨大な個人データの自動的・機械的処理の責任はどの主体がどの基準で負うべきか等が、問われ始めている状況にあった。そこでは、情報に関する法の分野における諸課題の解決の在り方が模索されていた。

2. 研究の目的

このような背景状況の下で、本研究は、AI や IoT 等の革新的な情報技術がもたらす社会変容の含意を探るとともに、そこでの課題解決に向けた示唆を得るべく、主に日米欧の比較制度分析の手法を用いて、「情報法」という法分野の(1)中核(コア)に据えられるべき原理・価値等に関する原理的考察、(2)個別具体的な諸課題における対抗利益間のバランスのとり方の見直し(リバランス)をめぐる検討、及び、(3)これら(1)・(2)の全体の見取図をまとめて理論的に体系化する枠組み、という3つの軸の下での研究を進めることにより、研究代表者のこれまでの情報法研究のさらなる深化・発展を目的とした。

3. 研究の方法

本研究における基本的な柱となるのは、次の5つである。すなわち、主に日米欧の比較制度分析の手法を用いて、AI・IoT等の技術革新や社会変容の含意、そして情報法の原理論・課題解決・理論体系に関する、(1)判例・法令・学説等の文献研究、(2)関連法分野の研究者へのヒアリング調査・ディスカッション・本研究に対するレビュー、(3)最新の技術動向やそのインパクト等に関する、情報科学・コンピュータ科学等の理工系、社会学やメディア・コミュニケーション研究等の人文社会系の研究者へのヒアリング調査、(4)規制当局者や関連事業者等の実務者に対する、最新の制度改革動向、制度の背景や実際の運用状況、自主規制や技術的コントロール手段の利用についてのヒアリングを通じた実態調査、(5)本研究の成果物のとりまとめ、である。

4. 研究成果

本研究成果として、後掲の研究発表等で明らかにした主な知見等を、以下に、時系列順にまとめて、その概要を掲げておくこととしたい。

初年度は、交付申請書に記載した研究実施計画に基づき、まず、本研究の基盤的なりサーチとして、本研究の3つの軸の中でも特に第2の軸(個別具体的な課題の検討)に重点を置き、判例・法令・学説等の文献研究等を行った。その研究成果として、主に、以下の2つが挙げられる。

第1に、表現・情報の自由と検閲・差止め・事前抑制に関する日・英・米の主要判例についてさらに分析を進め、比較考察を行う作業(後掲の研究発表欄の「北方ジャーナル事件」を参照)を通じて、革新的技術の発達の下での社会変容の含意と課題解決の方向性を探るにあたっては、個別課題をめぐる対抗利益間のバランスのとり方をより開かれた形で不断に見直すとともに、関連する法制度のコアとなる価値原理の考察を深めること等の必要性を指摘し、本研究のベースとなるスタンスの意義を明確にした。

第2に、中国・復旦大学で開催された Shanghai Forum 2017 での招待講演では、人口知能(AI)やモノのインターネット(IoT)等の先端技術の具体的な社会応用例の一つとして、検索エンジンのアルゴリズムに基づく検索結果の削除請求をめぐるプライバシー関連事案を取り上げ、EU・米・日の判例分析に基づき、国境を越えて複雑に絡み合う関係主体間のベネフィットと責任の配分のあり方、また、グレーゾーンの事案における判断基準の明確化といった、共通の課題の所在とその対応における日本法の位置づけを明らかにした(後掲の研究発表欄の「Privacy and the “Right to be Forgotten” in a Japanese Context」を参照)。

2年目には、本交付申請書の研究目的欄に記した3つの軸の下での成果として、主に、以下の2つが挙げられる。

第1に、著作権法の例外・権利制限規定を「ユーザーライツ」として概念化しようとする近年の議論動向を取り上げ、その意義や課題等を検討することを通じて、表現の自由と著作権という

いずれも重要な諸価値間の調整においては、AI やアルゴリズムの社会応用といった情報環境の変化に伴い、従来のバランスのとり方を不断に見直していく必要があり、そうしたいわば「リバランス」の営為を担保するチェックとしての機能が、ユーザーライツ概念には含意されていること等を明らかにした（後掲の研究発表欄の「表現の自由と著作権」を参照）。

第2に、本研究の中間的な成果物として、例えば、第10回国際憲法学会世界大会では、近年のアメリカにおいて、(1)政府が監視にあたりその協力を依拠してきた、「監視の中間媒介者」と評されるネット上のサービスを提供する民間事業者が、一部の限られた場面ながらも、エンドユーザーの権利利益のための擁護者として立ち現れて、政府による秘密裡の監視に抵抗するという興味深い事象も見出せること、そして、(2)もし公的部門と民間部門を横断するこうした新たな形での権力分立ないしは「抑制と均衡」がレジリエントに機能するのであれば、ブラックボックスとされるアルゴリズムの応用が国家安全保障での監視という秘匿性の高い分野で進められることに伴う、いわば二重の秘密性には、やや逆説的ではあるものの、希求されるべき諸価値の実現を支える新たな保護措置を試行する場として仕える可能性も秘められていること、等を指摘した（後掲の研究発表欄の「Free Speech, National Security, and Privacy under Stress of Algorithmic Surveillance」等を参照）。

3年目は、本交付申請書に記した研究実施計画に基づき、判例等の文献研究やヒアリング調査等を継続するとともに、本研究成果物のとりまとめを積極的に進めた結果、主な成果として以下の2つが挙げられる。

第1に、前年度に比較法国際アカデミー主催の比較法国際会議で発表した論稿を改訂し、いわゆる「忘れられる権利」に関して、日本法はいかなるスタンスをとり、そこでの保護のレベルはどのような水準にあり、さらに、AI・IoT等の先端技術を駆使したアルゴリズムによる意思決定システムの社会応用をめぐる諸課題の解決に向けて日本法が持ちうる意義とは何かについて、EU法・アメリカ法との比較分析を通じて明らかにした（後掲の研究発表欄の「A Japanese Equivalent of the “Right to Be Forgotten”」を参照）

第1に、民事・家事関係裁判官協議会の講演において、EU法における「忘れられる権利」の保護法益・判断基準・適用範囲、検索エンジンやソーシャルメディア等のネット上のプラットフォーム事業者の責任、アルゴリズムによる内容監視・探知・削除等（content moderation）といったトピックを取り上げ、欧米での近年の判例動向を分析し、次世代AI・IoT等に関する課題解決に向けた対抗利益間の調整のあり方について考察を加えた上で、とりわけ、ブラックボックス化するアルゴリズムにおけるフェアネスのチェック機能としての「開かれた司法（Open Justice）」の意義・重要性を指摘した（後掲の研究発表欄の「アルゴリズムにおけるフェアネスと開かれた司法」を参照）。

4年目は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当初計画を一部見直し、オンライン対応による英語での成果発信・学際的な研究連携に重点を据えた。本研究の3つの軸に関する知見等をまとめた成果として、主に以下の2つが挙げられる。

第1に、国際憲法学会のグローバル・カンファレンスでの研究発表等の機会を得て、20世紀初頭以降のアメリカの表現の自由の原理論の展開を振り返りつつ、コロナ感染拡大に伴う社会経済活動の変容とデジタル化の加速が表現の自由と民主主義的価値にもたらすインパクトと含意の検討を通じて、特に、1)国境を越えたデータ統治（global data governance）において多国籍プラットフォーム事業者が担うべき責任の範囲・基準に係る日本法の現状と課題、2)公正性・公平性や検証可能性等の価値を人工知能（AI）等を駆使したアルゴリズムに基づく意思決定システムの設計にプロアクティブに組み込んでいく必要性等を指摘した（研究発表欄の「Encoding Fairness and Checking Value in Digital Free Speech Theory」・「Algorithmizing Fairness against Algorithmic Bias」を参照）

第2に、1)上述のデータ統治に関するプラットフォーム事業とガバメントアクセス、2)民間事業者から提供され営業秘密等でブラックボックス化されたアルゴリズムの公的部門での援用に関する、近年の欧米での裁判例及び立法・規制動向を分析し、データ保護・適正手続・透明性義務・リスク評価等の観点から考察を加えた。これにより、グローバルな適用範囲や効果をもって情報やデータの流れを規律し、一部地域における国内・域内の法が他地域の法や企業等の行動規範をデファクトで方向づける「グローバル情報法（global information law）」の台頭とも言うべき現象を捉えるとともに、日本の情報法概念がそうした効果を持ちうる未開拓の可能性を明らかにした（研究発表欄の「The Rise of “Global Information Law”」を参照）。

最終年度である5年目は、新型コロナウイルス感染症拡大により移動制限等が続く中、海外出張等の当初計画を大幅に見直し、デジタル化への対応を進め、本研究の全体的な成果のとりまとめと成果発表に重点を置いた。主な成果として、以下の2つが挙げられる。

第1に、同感染症拡大に伴い、AI・IoTをはじめとする情報・データ・アルゴリズム・プラットフォーム関連技術が社会変革を促し、グローバルな規模でのデジタル統治の覇権争いが顕在化している状況を指摘した。その上で、言論・表現・情報の自由や公開性・透明性に関する法の原理と制度デザインの在り方をめぐり、日米欧の古典的議論及び近年の個別事例等の分析から引き出される示唆として、本研究の今後の展望につながる、次の点を明らかにした。すなわち、

(1)デジタル化が進む社会における人権保障と権力統制・監視機能を実効的に担保するためには、情報法の価値原理と制度デザインの新たな構想が求められていること、そして、(2)特に今後の日本のデジタル社会の秩序形成の文脈では、情報権力分立 すなわち、統治権力における抑制・均衡を担う主体の一層の多様化・分散化・国際化等を通じた、統治構造そのものの透明化・民主化 が要請されること、である（研究発表欄の「情報権力分立」及び「権力統制主体としてのマスメディアの機能と課題」を参照）。

第2に、Privacy Studies Journal 創刊記念のオンライン・カンファレンス（2021年4月26日～28日）において、最終日に Session Chair として参加するなど、国際ジャーナル創刊のための活動に編集委員会の一員として携わった。この活動を通じて、次世代の革新的技術とプライバシーに関する学際的な議論動向等を把握し、国際的な研究連携ネットワークを拡充することができた（後掲の国際共同研究欄及び備考欄のコペンハーゲン大学の関連サイトを参照）。

今後の展望として、本研究活動に基づいて着想した、科研費・基盤研究(C)「DX・AI 時代の自由と共創のための情報法の価値・課題・体系に係る日米欧比較研究」（令和4年度から8年度までの予定、研究代表者 山口いつ子）の実施等を通じて、研究代表者のこれまでの情報法研究をさらに深化・拡充・体系化することを目指している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山口いつ子	4. 巻 101
2. 論文標題 情報権力分立 自由と共創のためのデジタル統治構造の透明化・民主化	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究	6. 最初と最後の頁 39-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15083/0002002826	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Itsuko Yamaguchi	4. 巻 100
2. 論文標題 The Rise of “Global Information Law”: Centennial Perspectives on the Conceptualization of Japanese Information Law	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Information Studies, The University of Tokyo	6. 最初と最後の頁 47-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15083/0002000144	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山口いつ子	4. 巻 245
2. 論文標題 取材フィルムの提出命令と取材の自由 博多駅事件〔最高裁昭和44年11月26日大法廷決定〕	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ（第7版）』別冊ジュリスト（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 159-160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Itsuko Yamaguchi	4. 巻 14
2. 論文標題 A Japanese Equivalent of the “Right to be Forgotten”: Unveiling Judicial Proactiveness to Curb Algorithmic Determinism	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ICCLP Publications No.14: JAPANESE REPORTS FOR THE XXth INTERNATIONAL CONGRESS OF COMPARATIVE LAW (Fukuoka, 22-28 July 2018)	6. 最初と最後の頁 199-211
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口いつ子	4. 巻 241
2. 論文標題 ニュース放送と名誉毀損 テレビ朝日ダイオキシン訴訟 [最高裁平成15年10月16日第一小法廷判決]	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 長谷部恭男・山口いつ子・宍戸常寿編『メディア判例百選 [第2版]』別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 180-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口いつ子	4. 巻 3
2. 論文標題 国家安全保障におけるアルゴリズムによる監視 憲法上の言論の自由・プライバシーとプラットフォーム事業者の役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 47-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口いつ子	4. 巻 25
2. 論文標題 表現の自由と著作権 AI時代の「ユーザーライツ」概念とそのチェック機能	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 61-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 6件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 山口いつ子
2. 発表標題 権力統制主体としてのマスメディアの機能と課題 デジタル統治の権力監視機能の担保としての自由・公開性・透明性設計
3. 学会等名 日本公法学会第85回総会「現代における権力分立と権力のコントロール」 / 第一部会「権力統制とそこにおける組織・主体」研究報告（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Itsuko Yamaguchi
2. 発表標題 Encoding Fairness and Checking Value in Digital Free Speech Theory: Democratizing Global Data Governance amid the COVID-19 Crisis
3. 学会等名 Free Speech in the 21st Century, the Int'l Assoc. of Constitutional Law (IACL), FS research group (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Itsuko Yamaguchi
2. 発表標題 Algorithmatizing Fairness against Algorithmic Bias: Centennial Perspectives on the Future of AI-driven Global Data Governance
3. 学会等名 Centennial Strategic Research Initiatives: A Kickoff Workshop, III/GSII The University of Tokyo
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山口いつ子
2. 発表標題 アルゴリズムにおけるフェアネスと開かれた司法 忘れられる権利・プライバシーとプラットフォーム事業をめぐる日米欧比較法分析を手掛かりに
3. 学会等名 「民事・家事関係裁判官協議会」主催 講演会 (東京高等裁判所、令和元年10月18日) (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Itsuko Yamaguchi
2. 発表標題 A Japanese Equivalent of the "Right to be Forgotten": Unveiling Judicial Proactiveness to Curb Algorithmic Determinism ("The Right to be Forgotten", Special Report of Japan)
3. 学会等名 International Academy of Comparative Law, The 20th General Congress, Plenary Session: The Right to be Forgotten (Fukuoka, Japan / July 27, 2018) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Itsuko Yamaguchi
2. 発表標題 Free Speech, National Security, and Privacy under Stress of Algorithmic Surveillance: A Comparative Study of Japan and the United States
3. 学会等名 The International Association of Constitutional Law (IACL-AIDC), The 10th World Congress, Workshop 8: Freedom of Speech under Stress (Seoul, Korea / June 19, 2018) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山口いつ子
2. 発表標題 アルゴリズムによる意思決定と「ユーザーライツ」概念 AI・IoT時代の表現の自由と著作権をめぐるリバランス (Algorithmic Decision-Making and A Concept of “User Rights”: Rebalancing Freedom of Expression and Copyright in the Age of AI and IoT)
3. 学会等名 総務省 情報通信政策研究所 情報通信法学研究会「新領域分科会」(総務省、2018年5月17日)(招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Itsuko Yamaguchi
2. 発表標題 Privacy and the “Right to be Forgotten” in a Japanese Context: What it Takes to Get Prepared for the Age of AI, IoT, and Robotics
3. 学会等名 Shanghai Forum 2017, Digital Governance/Session 2. New Thinking and New Model for Global Network Governance: Constructing New Order of Network Privacy Protection (Fudan University)(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 Itsuko Yamaguchi	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 318のうち291-310
3. 書名 A Japanese Equivalent of the “Right to Be Forgotten”: Unveiling Judicial Proactiveness to Curb Algorithmic Determinism, in THE RIGHT TO BE FORGOTTEN: A COMPARATIVE STUDY OF THE EMERGENT RIGHT’S EVOLUTION AND APPLICATION IN EUROPE, THE AMERICAS, AND ASIA, at 291-310 (Franz Werro, ed., 2020) Springer	

1. 著者名 山口いつ子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 474のうち137-152
3. 書名 「北方ジャーナル事件判決 ネット時代の名誉毀損・プライバシー侵害と『事前抑制』」(長谷部恭男編『論究憲法』所収)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>山口いつ子、東京大学 https://www.researchers.adm.u-tokyo.ac.jp/Profiles/1/0000070/profile.html?lang=ja https://www.researchers.adm.u-tokyo.ac.jp/Profiles/1/0000070/profile.html?lang=en</p> <p>IACL-AIDC.ORG https://www.iacl-aidc.org/index.php/en/research/research-groups/freedom-of-speech Alma Mater Europaea http://iaclfreespeech.almamater.eu/</p> <p>Privacy Studies Journal https://teol.ku.dk/privacy/privacy-studies-journal/</p> <p>Online Inaugural Conference-PSJ(The Danish National Research Foundation Centre for Privacy Studies, University of Copenhagen) https://teol.ku.dk/privacy/events/events-2020/online-inaugural-conference-privacy-studies-journal/</p> <p>SpringerLink, The Right To Be Forgotten A Japanese Equivalent of the “Right to Be Forgotten”: Unveiling Judicial Proactiveness to Curb Algorithmic Determinism https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-3-030-33512-0_15</p>

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------